

部会の設置について

1 趣 旨

中小企業の振興と人材の育成等に関する県民会議に、特定の事項を調査審議する部会として、「中小企業支援専門部会」と「人材育成専門部会」を設置するもの。

2 役 割

中小企業の振興等に関する施策に関し、専門的かつ具体的な検討を行う。

| | |
|------------|----------------|
| 中小企業支援専門部会 | 中小企業支援施策に関する検討 |
| 人材育成専門部会 | 人材育成施策に関する検討 |

3 開催時期

年2回（春、秋）開催予定

4 構 成

各部会の調査審議すべき事項について識見のある者のうちから知事が専門委員を任命する。（任期2年）

| | |
|------------|----------------|
| 中小企業支援専門部会 | 商工団体等から委員20名程度 |
| 人材育成専門部会 | 教育機関等から委員16名程度 |

5 その他

設置要綱（案） 別紙のとおり

[参 考] 関連規定

富山県中小企業の振興と人材の育成等に関する基本条例施行規則（抄）

（部会）

第3条 県民会議に、特定の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会の設置、組織及び調査審議すべき事項は、会長が県民会議に諮って定める。

（庶務）

第4条 県民会議の庶務は、商工労働部において処理する。

（細則）

第5条 この規則に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項は、会長が県民会議に諮って定める。

富山県中小企業の振興と人材の育成等に関する県民会議 部会設置要綱（案）

（設置）

第1条 富山県中小企業の振興と人材の育成等に関する基本条例施行規則（平成24年富山県規則第50号）第3条第2項の規定に基づき、富山県中小企業の振興と人材の育成等に関する県民会議（以下、「県民会議」という。）に、中小企業支援専門部会及び人材育成専門部会（以下、「部会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 部会は、中小企業の振興と人材の育成等に関する施策の総合的かつ計画的な推進のための重要事項について専門的に調査審議するものとする。

（組織）

第3条 部会は、専門委員で組織する。

- 2 専門委員は、部会の調査審議すべき事項に関し識見のある者のうちから知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。

（部会長）

第4条 部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、専門委員の中から会長が指名する。
- 3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 部会は、部会長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴き、また必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第6条 部会の庶務は、商工労働部において処理する。

（細則）

第7条 この要綱に定めるほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が委員に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成24年12月4日から施行する。